

# 宇陀市プレミアムウッピー商品券特定事業者募集要領

## 1. 事業の目的

消費税・地方消費税率上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする

## 2. 商品券の事業概要

- ・名称 宇陀市プレミアムウッピー商品券
- ・発行者 宇陀市
- ・発行額 総額2億円（プレミア率25%）
- ・発行内容 総数40,000冊（1冊5,000円 @500円×10枚綴り）
- ・販売価格 1冊4,000円で販売
- ・使用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
- ・販売対象者 市発行の商品券購入対象者決定通知書を受領された方  
(対象者 約8,000人)
- ・その他 独自セール等について  
取扱店において、本事業に関連した独自の販売促進活動を行うことを推進し商品券に付加価値を付ける

## 3. 商品券取扱厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。  
※上記以外において商品券を売買・流通させることは禁止。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- お釣りは出さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨明示して下さい。
- 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（宇陀市）は責を負いません。

### ■商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

## 4. 特定事業者の登録資格

原則として市内に事業所又は店舗等を有する者（宇陀市プレミアム付商品券実施要綱（令和元

年宇陀市告示第13号)第10条第2項各号に規定するものに該当する者を除く。)。ただし、市長が特に認める場合を除く。

## 5. 特定事業者の募集期間

令和元年8月15日から令和元年12月31日まで

※特定事業者に登録された方は、商品券引換時に配布する特定事業者一覧表として消費者に周知するとともに、ホームページ等への掲載を実施する予定。

## 6. 特定事業者の登録

特定事業者の登録を希望される方は、宇陀市プレミアムウッピー商品券特定事業者登録申請書兼誓約書を募集期間内に提出してください。内容を審査し、登録を認めるときは宇陀市プレミアム付商品券特定事業者登録証を交付します。その際、店頭に掲示して頂く取扱店舗表示ステッカー等を特定事業者あてに配布します。

ただし、登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

## 7. 特定事業者の責務等

特定事業者は、次に掲げる事項を遵守又は注意して下さい。

- (1) 宇陀市プレミアム付商品券事業実施要綱第13条各号に規定する事項を遵守すること。
- (2) 特定事業者は、利用できる店舗であることが明確になるよう、市が配布するステッカーを消費者に分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) 使用される商品券は、市が事前に配布する見本と間違いがないか確認して下さい。なお、偽造防止ホログラムがない等偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨市へ報告して下さい。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知願います。
- (4) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出防止のため券裏面に取扱店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- (5) 使用済み商品券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、確認のため、取扱店舗控え部分が必要なので、入金確認を完了するまで保管して下さい。(支払後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意願います。)

## 8. 換金について

- ・商品券の換金先 宇陀商工会(本所)
- ・換金方法 原則として小切手(商工会本所にて支払)
- ・換金日 月2回(中旬、下旬)

※詳細日程は別途、特定事業者の方にお知らせいたします。